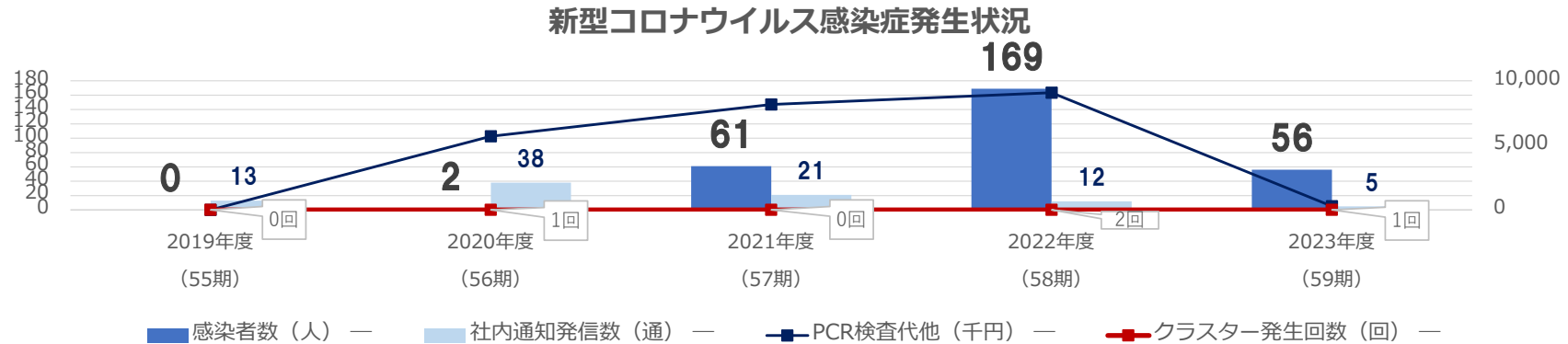


# 新型コロナウイルス感染症対応

## これまでの新型コロナウイルス感染症対応総括及び5類への移行に伴う対応（2023年5月8日～）

これまで、感染者や同居家族の濃厚接触者が入社する際の対応として、政府の対処方針をもとに産業医と協議の上変更してきました。自宅療養期間は10日→7日→5日、入社にあたっての陰性確認は、2019年度以降はPCR検査、2023年1月から抗原検査を実施するなど、クラスター発生の防止を図ってきました。（2023年度数値は8月末）



感染症法上5類への移行に伴い、対応を以下のとおり変更しました。（発熱時の上司への報告・組織的対応・マスクや検査キットその他備蓄はこれまでどおり継続）

### 1. 自宅療養終了時の対応

【変更前】5日間自宅療養、6日目以降に抗原検査陰性確認して入社

【変更後】5日間自宅療養、6日目に入社

※ただし、復職前24時間平熱条件は変更なし、復職後3日間はマスク着用徹底

### 2. 同居家族の濃厚接触者の自宅待機期間等

【変更前】4日間自宅待機、5日目に抗原検査陰性確認して入社

【変更後】原則自宅待機不要、3日目までは入社時に抗原検査陰性確認必要

※自覚症状（咳、頭痛、味覚・嗅覚異常、倦怠感など）がないことが条件。復職後3日間はマスクの着用徹底

※別の家族の感染が判明した場合には、新たな感染者の感染日を基準とする。